

連載 著作権と情報システム

第44回 1. 著作物〔4〕比較検証(1) 通産省案と文化庁案⑦

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

「レーヒ・スミス米国特許法」にはいくつかの特徴がある。

ひとつに発明者先願主義を採用したことである。法案上程において先願主義の採用に大きな反対があったわけではなく、先願主義と先発明主義をどのように調整するかが問題となっていた。主だったものとして、まずグレースピリオド制の維持である。米国では先願主義への移行によって発明者の宣言による権利は認めないものの、無制限での1年の出願猶予制度を移行した後をそのまま存続させることになった。発明者等の開示による新規性喪失の例外でもあり、先に発表することで第三者の先願に対抗できるものとなった(102条(b)(2))。

グレースピリオド制が維持され、発明者先願主義が採用された結果、先願の地位が日本などに比べて拡大されることになった。日本ではたとえば学会で出願前に発表して新規性が喪失されたものは出願しても特許権を取得することはできない。それに対して、アメリカでは、発明が学会で発表されても、一定の期間に限り、新規性が否定されず、例外的に認められることになった。

次に、世界的公知・公用の採用である。旧米国特許法102条(a)では、公知・公用については地域的な基準(特許が公知の地域を合衆国)が新規性を阻止する事由となっていた。そのため新法では、外国で公知・公用された特許についても新規性を阻止する事由として認めることになった。インターネットによって技術情報が世界的に公知されやすくなった。アメリカだけをもって公知・公用の基準とすることは時代遅れとなっていたことから、適正な改正といえよう。

また、新米国特許法102条(a)では、公然に実施されても新規性を喪失する事由となっている。ただし秘密を前提に実施された場合には、新法をもっても新規性を喪失する事由となるのかははっきりしていない。

引用・参照文献

「著作権法概説第13版」 半田正夫著 法学書院 2007年

「著作権法」 中山信弘著 有斐閣 2007年

「著作権法第3版」 斉藤博著 有斐閣 2007年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」 中山信弘著 有斐閣 1992年

「特許法(第2版)」 中山信弘著 有斐閣 2012年

「岩波講座 現代の法10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990年
「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012年
「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッド・I. ウァイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989年